

【取扱い厳重注意】

281

平成24年5月11日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局
局員 浅井雅司

平成24年5月9日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりである。

記

- 第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等
- 1 被聴取者
独立行政法人原子力安全基盤機構 理事（理事長代理） 福島章
 - 2 聴取日時
平成24年5月9日午後2時31分から同日午後2時59分まで
 - 3 聴取場所
東京都千代田区大手町1丁目3番3号 大手町合同庁舎第3号館9階
東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局 第1
聴聞室
 - 4 聴取者
浅井雅司
 - 5 ICレコーダーによる録音の有無等
 あり
 なし
- 第2 聴取内容
シビアアクシデント対策について
別紙のとおり
- 第3 特記事項
なし

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

1 福島章氏の経歴等

- ・昭和 55 年 4 月に通商産業省に入省した。[REDACTED]
- ・[REDACTED] 主として資源エネルギー庁で、原子力関係やエネルギー関係に携わる。
- ・原子力安全の部署としては、昭和 63 年から平成元年頃まで資源エネルギー庁公益事業部原子力安全審査課で、前半一年程は建築班長兼企画班長を、後半一年は総括班長を勤めた。また、平成 13 年 6 月から平成 16 年 6 月まで、原子力発電所にあるタービンや補助ボイラーも担当する原子力安全・保安院電力安全課長を、平成 19 年 7 月から平成 21 年 7 月まで、原子力安全・保安院首席統括安全審査官を勤めた。

2 共通問題懇談会時の資源エネルギー庁の状況について

- ・原子力安全審査課にいたのは、原子力安全委員会の共通問題懇談会の議論が始まった頃で、私が異動した後に、中間報告が出たと思う。まさに、シビアアクシデント (SA) 問題を検討しようという時期であった。なお、[REDACTED] 異動後、課名が原子力安全企画審査課となった。
 - ※安全委員会は平成 2 年 2 月に、原子炉安全基準部会共通問題懇談会中間報告を了承している。
- ・(共通問題懇談会での SA 対策の議論について) もちろん、人によって受け止め方は違ったと思うが、1986 年 (昭和 61 年 4 月) のチェルノブイリの事故の後に、SA 問題をしっかり対応していこうという「安全性高度化計画—セイフティ 21—」を (昭和 61 年 8 月に) 省議決定して、大きな方向性が出ており、それを受けて、格納容器の信頼性実証試験などのいろいろな実証試験に取りかかるという状況であった。
- ・私が企画班長の時は、信頼性実証試験の予算のとりまとめもやっていたので、予算を新規要求した。予算要求なので、ありとあらゆるところで、いろいろな批判を受けるといふか、どうしても必要なのかと、厳しめに査定をされた。当然、その (予算要求の) 中では、チェルノブイリは格納容器が無かったからだけど、(我が国では) 格納容器がしっかりある事に対して、なぜさらに、信頼性実証試験という過酷な条件まで与えた実証試験をする必要があるのかという議論はあった。だから、なかなか、予算を獲得するのに苦労したけれども、結局 (予算は) ついた。
- ・その後、例えば、カザフスタンだったか、そういったところでも、予算を使って、実証試験をかなりやった。フランス原子力庁 (CEA) と、カダラッシュの研究所で「フィーバス FP プロジェクト」といって、実際に fission product (核分裂物質、FP) を使って、それが漏れたときに、その FP がどのような吸着の仕方をするか等の実験にも予算を使い、当時はかなり、一生懸命やっていたと思う。
- ・ただし、信頼性実証試験では、厳しい条件、SA の条件になっても、機器には余裕があるので、十分に耐えられるが、これで大丈夫かという見方で、それを確認するた

【取扱い厳重注意】

めの試験という位置づけだった。

3 シビアアクシデント対策としての米国 NRC の B.5.b について

(2008 (平成 20) 年 5 月の NRC 訪問までの経緯)

- ・私は国際担当をしていた。国際関係については、企画調整課国際室が NRC とやり取りをしているが、経緯としては、そこからの報告があがってきた。
- ・NRC の方から、正確ではないかもしれないが、「航空機衝突の問題についての検討がある程度まとまったので、資料も渡せない、メモや録音を取ってはいけないという条件であるが、ブリーフィングを行う。それでも来て話を聞きたいということであれば、来てよい」というニュアンスの話だったと覚えている。そして、大事な話なので、是非行こうということになった。
- ・2006 (平成 18) 年にも一度、保安院が (NRC に) 行っており、その当時も審議官クラスがヘッドになって行っているの、誰か審議官クラスというか指定職クラスの間人が、ヘッドで行ってほしいと、国際室から私に話が上がってきた。私は国際担当であり、当時、実用担当審議官は、柏崎の関係とかで大変忙しかったので、海外出張の余裕も多分無かったと思っているが、いずれにしても、私がヘッドになって行くということになった。
- ・関係する、設計・安全審査が担当の安全審査課、被害の緩和が担当の原子力防災課、全体の取りまとめである技術基盤課の職員と、それからこれは一部 SA 問題なので、その専門家として JNES の専門家の 5 人で行った。人選そのものは、私が指定したのではなく、それぞれの課で選んだと思う。

(NRC 訪問時の状況)

- ・NRC では、航空機が発電所に衝突した場合に、どういった被害が出て、どういった影響が起きるのかを、色々な条件を考えて解析したという説明があった。その部分は非常に詳しい説明があった記憶がある。
- ・それに加えては、どのようにその影響を緩和するのかということであり、車のバッテリーでも何でも使って電源を確保するとか、消防車をどこか他の所から持ってくるとか、使えるものは何でも使うということであった。ただし、どの機器でどういった対処をするとか、どういった対策をすればよいかという説明ではなかったと思う。むしろ、そのようなことを考えろと事業者に示して、それぞれの事業者はサイトや炉型が異なるので、自ら考えるべきことであるという説明だったと思う。

(訪問後の対応)

- ・説明を聞いただけで資料がないので、当日ホテルで、みんなで集まり、その記憶する限りのことをメモに起こした。
- ・帰国後、概要をまとめ、院長室で、院長、次長、審議官等に報告をし、2 回ほど議論したと思う。そして、自分たちでも検討しようとなったが、資料を渡せない、メモ

【取扱い厳重注意】

をとってはいけない、聞いた内容を外部に開示してはいけないという非常に厳しい条件であり、NRC に行った時の最初に説明もあったので、なかなか難しいと思ったものの、もらえるものであるならば、まずは正式に依頼してお願いしようという方針になった。

- ・ 最初、私から、NRC の国際室長というか国際局長宛に、こういう資料がいただきたいとお願いをした。次に、再度、正式なルートで、公電ベース、外交ルートでお願いをした。担当の国際室なり、技術基盤課長に、あれはどうなったのか、まだ来ないのかと言いつけたが、平成 20 年の秋になっても、いただけるという返事がなかった。
- ・ このままずっと待っていても、もらえるのか、もらえないのかも分からず、何事も前に進まない。もともと、自分たちでも検討しようということで、NRC にお願いしたわけだが、聞いてきたこと（だけ）で（事業者に）アクションを起こすわけにもいかないで、自らがちゃんと検討したうえで、それに基づいたアクションをとることとなった。そして、私がトップという形で、技術基盤課中心に取りまとめという、関係課の役割分担を行い、段取りを固めて、検討していこうということにした。秋口から、まずは役割分担や、どういうステップでやっていくかということを検討し始め、結果的に年を挟んで、年明けぐらいに固めて、恐らく（平成 21 年）3 月の原子力安全・保安部会より少し前ぐらいのタイミングで、ちゃんとやってこうと決めた。
- ・ （事業者へのアクションについて）アメリカとは、炉も諸般の色々な事情も違う状況の中で、本当に対策を求めるには、やはり、根拠がなければならない。それから、航空機が原子力発電所に衝突してどうなるのかということについて、一般的な疑問を呈された場合や、テロについては、まずは航空機側の対策をちゃんと行うということであり、原子力発電所はそれなりの耐力・余裕があると、国会でも説明もしてきた状況で、いきなり、アメリカが行っていることを開示できないのに、アメリカがしているから、対策を講じなさいということでは、事業者側になぜそこまでするのかと問われた場合に、ちゃんとした説明も出来ないといけない。
- ・ 影響評価を、どれだけの期間で決めるというのはなかなかできない。だいたい、6、7 月で人が変わってしまうので、次にもつなげるために、そういった時期をターゲットにある程度のことをというイメージはあったが、具体的に、いつまでにこれをしてしなければならないということが、あったわけではない。当然しっかり考えて対策を講ずるべきことではあるが、いついつまでに対策を決めて基準化しなければ、安全がいきなり確保できなくなるというものではなく、順次、課題、検討すべき項目を押しさえ、次のステップに進んでいこうという考え方であった。
- ・ 平成 19 年（7 月 16 日）の新潟県中越沖地震は、我々が着任した一週間後にあった。その後、ずっと基本的に、中越沖地震を踏まえ、基準地震動の見直し等のバックチ

【取扱い厳重注意】

エックとかが、院内では Top Priority だった。その次に何がくるかという認識はなかった。

(平成 21 年 3 月 9 日の原子力安全・保安部会の資料 7「最近の国際動向について」)

- ・原子力安全・保安部会での報告は、アメリカが、新設炉、新型炉に対して、航空機衝突の影響評価をすることを求めると決めたこともあり、前述のような経緯があったので、検討しているということを対外的にもオープンにして、やっていくべきであろうと考え、原子力をめぐる国際的な動向はこうなっているという Context の中で説明を行った。

※NRC は、2009 (平成 21) 年 2 月 17 日の Meeting SRM において、航空機衝突に対する設計面での対応に関する規制案 (10CFR50.150) を条件付で承認した。

(平成 21 年 7 月の異動までの対外的な行動について)

- ・NRC は、毎年 3 月、色々な規制活動の発表をして、世界中から人が集まってくる、大規模な RIC (Regulatory Information Conference、規制情報会議) を開催している。
- ・ちょうど、この 2009 (平成 21) 年 3 月の RIC の時に、OECD/NEA が主催して NRC が中心に主導している MDEP (Multinational Design Evaluation Program、多国間設計評価プログラム) の運営委員会を、その機会を擁して行うこととなり、私はその委員であったので、そこに行った。
- ・その際に、NRC の NRR (Office of Nuclear Reactor Regulation、原子炉規制局) のリーズ局長に、アポイントをとって個別にお会いした。私自身、航空機問題は、テーマとして、非常にしっかりやっていかなければいけないという認識があったので、いくつかの項目があったがその一つとして話をした。
- ・「我々としても、航空機落下問題について、検討することになった。我々としての、検討もするので、ある程度検討がまとまった段階で、我々が検討した結果に対して意見・アドバイスをもらえるか」と言ったら、それはできるという話だった。その時に確か、やはり資料も欲しいと言ったのだが、資料は渡せないと言われた。
- ・技術的な検討を進めるということをやっている、対外的なアクションは他には無かったと思う。